

令和7年度第2回富山地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和7年7月15日（火）

富山労働総合庁舎
5階大会議室

開 会

富山労働局長 挨拶

議 事

- 1 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）
- 2 富山県最低賃金審議運営事項（案）について
- 3 当面の審議日程（案）について
- 4 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- 5 その他

閉 会

- 資料 No. 1 第57期富山地方最低賃金審議会 委員名簿(会長、会長代理記入)
- No. 2 第57期富山地方最低賃金審議会 運営規程
- No. 3 第57期富山地方最低賃金審議会 運営小委員会 委員名簿
- No. 4 第57期富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 委員名簿
- No. 5 第57期富山地方最低賃金審議会 運営小委員会 運営規程
- No. 6 第57期富山地方最低賃金審議会 特別小委員会 運営規程
- No. 7 富山県最低賃金審議運営事項（案）
- No. 8 参考人意見表明書（様式）
- No. 9 令和7年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）（案）
- No. 10 最低賃金に関する基礎調査計画

参考資料 最低賃金法(抜粋)ほか

第 57 期富山地方最低賃金審議会委員名簿

令和 7 年 5 月 22 日現在

	氏 名	現 職 等
公益 代表 委員	◎ やなぎはら さちこ 柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	○ たかくら ふみと 高 倉 史人	高岡法科大学 法学部長 教授
	もろずみ りょうこ 両 角 良子	富山大学 経済学部 教授
	た か ぎ あやこ 高 木 綾子	富山短期大学 経営情報学科 教授
	よ し だ ひろし 吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者 代表 委員	い し だ やすひろ 石 田 康博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	おおもり ひとし 大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	くろかわ ともゆき 黒 川 智之	J AM北陸 副書記長
	ほんごう しげる 本 郷 繁	UAゼンセン富山県支部 主任
	せいの かおり 清 野 香織	富山県農業協同組合労働組合 特別中央執行委員
使用者 代表 委員	てらやま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	ひろかみ としはる 広 上 利晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	の な か やすお 野 中 靖夫	株式会社神通精機 代表取締役
	もりぐち す み え 森 口 寿美恵	有限会社実業建設新報社 専務取締役
	さ か い あけ み 坂 井 朱美	富山県商工会女性部連合会 副会長

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(敬称略)

◎：会長 ○：会長代理

第 57 期富山地方最低賃金審議会運営規程

(規程の目的)

第 1 条 この規程は、富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は 5 人以上の委員若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 名以上を含む 3 人以上の委員から開催の要請があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

(小委員会等)

第 3 条 会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細部にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

(委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

(会議における発言)

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護

に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退席を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録及び議事要旨）

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

（意見及び建議の提出）

第8条 会長は、審議会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、審議経過を付し、答申書、建議書又は議決書をその都度富山労働局長に送付するものとする。

（小委員会等の運営）

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該委員会等に諮って定める。

（規程の改廃）

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。

第 57 期富山地方最低賃金審議会
運 営 小 委 員 会 委 員 名 簿

令和 7 年 6 月 9 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	高 倉 史 人	高岡法科大学 法学部長 教授
	高 木 綾 子	富山短期大学 経営情報学科 教授
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 57 期富山地方最低賃金審議会
特 別 小 委 員 会 委 員 名 簿

令和 7 年 6 月 9 日現在

	氏 名	現 職 等
公益代表委員	柳 原 佐智子	富山大学 経済学部 教授
	両 角 良 子	富山大学 経済学部 教授
	吉 田 洋	木下法律事務所 弁護士
労働者代表委員	石 田 康 博	日本労働組合総連合会富山県連合会 副事務局長
	大 森 仁	電機連合富山地方協議会 事務局長
	黒 川 智 之	J AM北陸 副書記長
使用者代表委員	寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	広 上 利 晴	株式会社広上製作所 代表取締役
	野 中 靖 夫	株式会社神通精機 代表取締役

任期は、令和 9 年 3 月 31 日まで

(敬称略)

第 57 期富山地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

(設置及び目的)

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）を設置する。

2 運営小委員会は、会議の円滑かつ効率的な審議及び運営を図るため富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の審議及び運営に関する基本的な事項について審議することを目的とする。

(構 成)

第 2 条 運営小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 運営小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

(委員長等)

第 3 条 運営小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の招集)

第 4 条 運営小委員会の会議は、委員長が招集する。

(委員の欠席)

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

(会議の議事)

第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 運営小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。

第 57 期富山地方最低賃金審議会特別小委員会運営規程

（設置及び目的）

第 1 条 富山地方最低賃金審議会運営規程第 3 条に基づき、富山地方最低賃金審議会特別小委員会（以下「特別小委員会」という。）を設置する。

2 特別小委員会は、最低賃金法第 15 条の規定により、特定最低賃金の改正等の申出（意向表明を含む。）があった場合において、関係者の意見調整を行い、実質的に富山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）としての方針を決定することを目的とする。

（構 成）

第 2 条 特別小委員会は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 3 名で構成する。

2 特別小委員会の委員は、各側代表委員の推薦を受けて審議会の会長が指名する。

（委員長等）

第 3 条 特別小委員会に委員長及び委員長代理を置く。

2 委員長及び委員長代理は、公益代表委員のうちから委員が選挙する。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の招集）

第 4 条 特別小委員会の会議は、委員長が招集する。

（委員の欠席）

第 5 条 委員長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項により準用する同令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

（会議の議事）

第 6 条 委員は、会議において発言しようとするときは、委員長の許可を受けなければならない。

2 特別小委員会は、審議に際し必要と認める場合には、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、会議を非公開とすることができる。

2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、委員長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(審議事項の報告)

第9条 特別小委員会において審議した結果については、審議会に報告するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行うものとする。

(附則)

第1条 この規程は、令和7年5月22日から施行する。

富山県最低賃金審議運営事項（案）

令和 年 月 日
富山地方最低賃金審議会

令和7年度における富山県（地域別）最低賃金の改正決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

記

（専門部会の構成、運営）

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく富山県最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は、次のとおりとする。
 - （1）専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。
 - （2）専門部会の審議回数は、初回（部会の構成）を除き3回を目安とする。
 - （3）専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
 - （4）専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

（参考人からの意見聴取等）

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
 - （1）参考人は、労使それぞれ9人以内とする。
 - （2）参考人は、すべて意見書を提出するものとする。なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
 - （3）専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

（最低賃金審議会令第6条第5項の適用）

- 3 専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

（諸手当の取扱い）

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金に算入しないものとする。

（緊急やむを得ない場合の運用）

- 5 富山地方最低賃金審議会富山県最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

関 係 法 令

最低賃金法第 4 条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前 2 項に規定する賃金に算入しない。
 - 一 1 月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で厚生労働省令で定めるもの
 - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

最低賃金法第 4 条第 3 項第一号、第二号による厚生労働省令(最低賃金法施行規則)の定め

最低賃金法施行規則

第 1 条

- 1 最低賃金法（以下「法」という。）第 4 条第 3 項第一号の厚生労働省令で定める賃金は、臨時に支払われる賃金及び 1 月をこえる期間ごとに支払われる賃金とする。
- 2 法第 4 条第 3 項第二号の厚生労働省令で定める賃金は、次のとおりとする。
 - 一 所定労働時間をこえる時間の労働に対して支払われる賃金
 - 二 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金
 - 三 午後 10 時から午前 5 時まで（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 37 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定める地域又は期間については、午後 11 時から午前 6 時まで）の間の労働に対して支払われる賃金のうち通常の労働時間の賃金の計算額をこえる部分

最低賃金法第 25 条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

最低賃金審議会令第 6 条

(中略)

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

参考人意見表明書

(労働者側・使用者側)

氏 名	組合・団体・事業所名	役 職 名	意 見 表 明 業 種

1 あなたの事業所について記入してください。

(所属する事業所がないときは、業界又は地域について記入してください。)

a. 記載団体・事業所名 _____

b. 事業所の規模 _____人(パート含む) c. 企業の規模 _____人 (パート含む)

(1) ① 1か月(令和6年6月分)の所定労働日数 _____日

② 平日の1日の所定労働時間 _____時間 _____分

(2) 賃金等の平均額(最低賃金の算定等には含めない精皆勤・家族・通勤・時間外等の手当及び賞与は除く。)

令和6年6月分の1人当たり賃金額 _____円(平均勤続年数 _____年)

(3) 今春の定期昇給込みの賃金引上げ(引下げ)状況

① 平均引上げ(引下げ)額 _____円

② 平均引上げ(引下げ)率 _____%

③ 実施月 _____月から

④ 引上げ(引下げ)額の最高額 _____円(月額換算)

⑤ 引上げ(引下げ)額の最低額 _____円(月額換算)

(4) 今春の新規学卒者の初任給

① 大学卒 _____円 ② 高校卒 _____円 ③ 中学卒 _____円

(5) 労働協約、その他労使の取り決めた最低賃金

イ. 有 ⇒ ※ その金額等の内容を簡潔に記入してください

ロ. 無 _____

(6) 常用労働者(パート労働者を除く)の低賃金層の実態(該当項目に記入又は○印を付してください。)

① 給与形態 (イ. 日 額 _____円、 ロ. 時間額 _____円)

② その人の a. 性 別 (イ. 男、 ロ. 女) b. 年 齢 _____歳

 c. 技能習得中で(イ. ある、 ロ. ない) d. 勤続年数 _____年

 e. 職 種 (_____)

(7) パート労働者の雇用状況

① パート労働者数 _____人(1のbの内数)

② 主な仕事の内容 { _____ }

③ 賃金額は時間額の最高で1時間 _____円、最低で1時間 _____円

2 自社又は業界における経営の状況について、現状及び今後の見通し等を記入してください。

3 同業他社あるいは同地域における労働条件、賃金実態、その他消費者物価、家計収入などについて参考になることがあれば記載してください。

4 最低賃金改正に関する要望、意見等があれば記載してください。

令和7年度富山地方最低賃金審議会の審議日程（7～8月）（案）

月 日 (曜)	時間帯	場 所	会 議 名	主 な 審 議 事 項
7月15日(火)	10:00～	富山労働局	【第2回本審】	・地域別最賃改正諮問 ・地域別最賃審議運営事項 ・当面の審議日程 ・基礎調査の実施
7月30日(水)	14:00～	富山労働局	【第3回本審】	・中賃目安伝達 ・労働経済等関係指標 ・基礎調査結果 ・公示による労使意見聴取報告
	(本審終了後)	富山労働局	地域専門部会（1）	・専門部会長、同代理の選出 ・専門部会運営規程 ・審議日程 ・参考人の意見聴取 ・生活保護に係る施策との整合性 ・労使の基本的主張
8月4日(月)	14:30～	富山労働局	地域専門部会（2）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月7日(木)	13:30～	富山労働局	地域専門部会（3）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
8月8日(金)	14:30～	富山労働局	地域専門部会（4）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	専門部会終了後	富山労働局	【第4回本審】	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

(8月18日(月)) 予備日	13:30～	富山労働局	地域専門部会（予備）	・金額等審議 ・答申（全会一致で結審した場合）
	(専門部会終了後)	富山労働局	【第4回本審】（予備）	・地域専門部会報告 ・金額等審議、答申 ・特定最賃改正決定の必要性諮問

8月22日(金)	14:00～	富山労働局	特別小委員会	・特定最賃改正決定の必要性の審議
8月26日(火) (第4回が8/18の場合は9月3日(水))	10:00～	富山労働局	【第5回本審】	・地域別最賃異議取扱い審議 ・特別小委員会報告 ・特定最賃改正決定の必要性答申 ・（特定最賃改正決定諮問）

令和7年度 答申日別最短効力発生日一覧表

答申(要旨公示)		異議申出締切		官報公示		法定発効
8月4日(月)	答申に対する異議の申出期間(15日間) ※15日目が開庁日の場合は、翌開庁日まで。	8月19日(火)	国立印刷局手続き期間(8営業日)	8月29日(金)	公示の日から30日を経過した日から効力が生じます。(最低賃金法14条)	9月28日(日)
8月5日(火)		8月20日(水)		9月1日(月)		10月1日(水)
8月6日(水)		8月21日(木)		9月2日(火)		10月2日(木)
8月7日(木)		8月22日(金)		9月3日(水)		10月3日(金)
8月8日(金)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月9日(土)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月10日(日)		8月25日(月)		9月4日(木)		10月4日(土)
8月11日(月・祝)		8月26日(火)		9月5日(金)		10月5日(日)
8月12日(火)		8月27日(水)		9月8日(月)		10月8日(水)
8月13日(水)		8月28日(木)		9月9日(火)		10月9日(木)
8月14日(木)		8月29日(金)		9月10日(水)		10月10日(金)
8月15日(金)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月16日(土)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月17日(日)		9月1日(月)		9月11日(木)		10月11日(土)
8月18日(月)		9月2日(火)		9月12日(金)		10月12日(日)
8月19日(火)		9月3日(水)		9月16日(火)		10月16日(木)

最低賃金に関する基礎調査計画

1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態を把握し、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資すること。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、ア及びイの産業については常用労働者 100 人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者 30 人未満を雇用している事業所とする。

ただし、小売業のうち、特定最低賃金が設定されている百貨店、総合スーパーマーケットについては常用労働者 50 人以上を雇用している事業所とする。

ア 製造業

イ 情報通信業のうち新聞業、出版業

ウ 卸売業、小売業

エ 学術研究、専門・技術サービス業

オ 宿泊業、飲食サービス業

カ 生活関連サービス業、娯楽業

キ 医療、福祉

ク サービス業（他に分類されないもの）

3 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

約 97,000 事業所（母集団の大きさ 約 259 万事業所）

ア 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 65,000 事業所（母集団の大きさ 約 251 万事業所）

（富山県は 1,335 事業所（母集団の大きさ 約 23,000 事業所））

イ 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約 32,000 事業所（母集団の大きさ 約 9 万事業所）

（富山県は 544 事業所（母集団の大きさ 755 事業所））

(2) 報告者の選定方法

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 事業所に関する事項

(ア) 主要な生産品の名称又は事業の内容

(イ) 法人番号

(ロ) 事業所の労働者数

イ 労働者に関する事項

- (ア) 性
- (イ) 就業形態
- (ウ) 年齢
- (エ) 勤続年数
- (オ) 職種又は仕事の内容（3（1）イに該当する事業所に限る）
- (カ) 当年6月分の賃金形態
- (キ) 当年6月分の基本給額（見込額）
- (ク) 当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）
- (ケ) 当年6月分の月間所定労働日数
- (コ) 当年6月分の1日の所定労働時間数

- ・ 法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・ 事業所の労働者数は、事業所規模との整合チェック及び労働者に関する事項において報告のあった労働者の数と一致している否かを確認するために用いるものであり、集計は行わない。

- (2) 基準となる期日又は期間
調査実施年の6月1日現在とする。

5 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 都道府県労働局 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

(2) 調査方法

配布：民間事業者から報告者あて郵送する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

① 記入済み調査票を都道府県労働局あて郵送する方式

② インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

6 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1年

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年5月中旬～6月上旬

7 集計事項

(都道府県別結果)

第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数

第2表 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数

第3表 賃金階級、勤続年数階級別労働者数

第4表 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

8 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法

調査結果は、ホームページ（厚生労働省ホームページ及びe-Stat）により公表する。

(2) 公表の期日

都道府県ごとに調査実施年の翌年6月上旬までに公表する。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表することも可能とする。

9 使用する統計基準等

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類によっている。

10 その他

(1) 富山県における調査必要数は、地域別最低賃金730事業所、特定最低賃金合計382事業所である。

(2) 明細区分は別添のとおり。

表1 令和6年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計

大計

中計

明細

産業分類

調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1	製造業(明細番号9～13を除く)	E09～22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2	情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3	卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(I561を除く)、57、58、59(I 5911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4	学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5	宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6	生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7	医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8	サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9	非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10	玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11	電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12	百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13	自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。
産業分類は、日本標準産業分類(平成26年4月改定)による。
(日本標準産業分類は令和5年7月に改定されていますが、令和3年度経済センサスを事業所母集団データベースとしているため、当時適用されていた平成26年4月改定により分類しています。)

最低賃金法（抜粋）

（地域別最低賃金の原則）

第九条

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

（地域別最低賃金の改正等）

第十二条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない。

富山市消費者物価指数の推移(10大費目)

		総合					食料			住居	光熱・水道
		総合	生鮮食品を除く総合	持家の帰属家賃を除く総合	生鮮食品・エネルギーを除く総合	食料・エネルギーを除く総合	食料	生鮮食品	生鮮食品を除く食料	住居	光熱・水道
ウエイト		10 000	9 567	8 827	8 722	6 588	2 697	433	2 264	1 678	806
年平均指数	平成30年	100.3	100.2	100.1	99.8	100.5	98.4	101.6	97.7	100.5	101.0
	令和元年	100.2	100.3	100.1	99.9	100.3	98.6	97.1	98.9	99.7	102.1
	2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	3年	99.8	99.8	99.5	99.2	98.8	99.9	98.4	100.2	101.7	102.2
	4年	102.4	102.2	102.4	100.6	99.4	104.6	106.6	104.2	103.7	112.1
	5年	106.2	105.9	106.7	104.9	102.1	113.2	113.2	113.2	104.8	108.3
	6年	109.1	108.6	110.1	107.2	103.9	117.3	119.9	116.8	104.8	115.4
前年比	平成30年	0.9	0.8	1.3	0.1	-0.5	1.8	3.1	1.6	-0.9	4.3
	令和元年	-0.1	0.1	0.0	0.2	-0.2	0.2	-4.4	1.2	-0.8	1.1
	2年	-0.2	-0.3	-0.1	0.1	-0.3	1.4	3.0	1.1	0.3	-2.1
	3年	-0.2	-0.2	-0.5	-0.8	-1.2	-0.1	-1.6	0.2	1.7	2.2
	4年	2.7	2.4	2.9	1.5	0.6	4.7	8.4	4.0	2.0	9.7
	5年	3.7	3.6	4.2	4.2	2.7	8.2	6.2	8.6	1.1	-3.4
	6年	2.7	2.6	3.2	2.1	1.7	3.7	5.8	3.2	0.0	6.5
年度平均指数	平成30年度	100.1	100.2	100.0	99.7	100.4	97.9	98.2	97.9	100.1	101.8
	令和元年度	100.3	100.4	100.3	100.0	100.3	99.0	97.3	99.3	99.8	102.2
	2年度	99.9	99.9	99.9	100.0	99.9	100.2	99.8	100.2	100.1	99.0
	3年度	100.0	100.0	99.7	99.0	98.5	100.5	100.7	100.5	102.3	104.9
	4年度	103.3	103.0	103.3	101.6	100.0	106.5	108.3	106.2	104.1	111.7
	5年度	107.0	106.7	107.7	105.7	102.7	114.5	114.3	114.6	104.9	109.1
	6年度	110.1	109.4	111.2	107.8	104.2	119.4	125.5	118.3	104.8	117.4
前年度比	平成30年度	0.4	0.6	0.7	0.0	-0.5	0.6	-2.7	1.3	-1.1	4.0
	令和元年度	0.2	0.2	0.3	0.3	-0.1	1.1	-0.9	1.5	-0.3	0.4
	2年度	-0.4	-0.5	-0.4	0.0	-0.4	1.1	2.3	0.9	0.2	-3.1
	3年度	0.1	0.1	-0.2	-1.0	-1.5	0.4	0.9	0.3	2.2	6.0
	4年度	3.2	3.0	3.7	2.6	1.6	5.9	7.5	5.6	1.8	6.5
	5年度	3.7	3.6	4.2	4.0	2.7	7.6	5.6	7.9	0.8	-2.3
	6年度	2.8	2.5	3.3	2.0	1.5	4.3	9.8	3.2	-0.1	7.6
指数	令和6年5月	108.8	108.2	109.7	106.8	103.7	116.6	120.2	115.9	104.7	115.0
	6月	108.8	108.5	109.8	106.8	103.6	116.0	115.8	116.1	104.6	118.5
	7月	109.5	109.2	110.5	107.1	104.0	116.2	116.6	116.1	104.7	122.4
	8月	109.7	109.3	110.8	107.3	104.2	116.9	119.1	116.5	104.2	122.0
	9月	109.0	108.7	110.0	107.5	104.0	117.5	116.4	117.7	104.5	113.1
	10月	109.8	109.3	110.9	108.3	104.6	119.1	119.8	118.9	105.2	113.1
	11月	110.4	109.8	111.6	108.5	104.6	120.5	124.4	119.7	104.8	116.3
	12月	111.0	110.1	112.3	108.2	104.4	121.4	132.7	119.2	104.8	121.7
	令和7年1月	111.9	110.4	113.3	108.4	104.3	124.3	145.3	120.2	104.9	122.0
	2月	111.5	110.2	112.9	108.7	104.3	124.6	141.7	121.3	104.9	116.6
	3月	111.8	110.8	113.2	109.3	104.9	124.0	134.4	122.0	105.3	116.8
	4月	112.1	111.5	113.6	109.6	105.1	123.6	126.3	123.0	105.8	120.3
	5月	112.5	112.0	114.0	110.0	104.9	124.7	123.5	125.0	105.8	123.7
	令和6年5月	0.3	0.3	0.4	0.0	-0.1	0.3	0.6	0.3	-0.1	3.7
	6月	0.1	0.3	0.1	0.0	-0.1	-0.5	-3.6	0.2	-0.1	3.0
	7月	0.6	0.6	0.6	0.2	0.3	0.1	0.7	0.0	0.1	3.3
	8月	0.2	0.1	0.3	0.2	0.2	0.6	2.1	0.3	-0.5	-0.3
	9月	-0.7	-0.6	-0.7	0.2	-0.1	0.5	-2.3	1.0	0.3	-7.3
	10月	0.7	0.6	0.8	0.7	0.6	1.4	2.9	1.1	0.7	0.0
	11月	0.6	0.4	0.6	0.2	0.0	1.2	3.9	0.6	-0.4	2.9
	12月	0.5	0.2	0.6	-0.3	-0.2	0.8	6.6	-0.4	0.0	4.6
	令和7年1月	0.8	0.3	0.9	0.2	-0.1	2.4	9.6	0.8	0.1	0.3
	2月	-0.3	-0.2	-0.3	0.3	0.0	0.3	-2.5	0.9	0.0	-4.4
	3月	0.2	0.5	0.3	0.6	0.6	-0.5	-5.2	0.6	0.3	0.1
	4月	0.3	0.6	0.3	0.3	0.2	-0.3	-6.1	0.9	0.0	3.0
	5月	0.4	0.5	0.4	0.4	-0.1	1.0	-2.2	1.6	0.0	2.9
前年同月比	令和6年5月	3.2	3.1	3.7	2.0	1.6	3.3	4.7	3.0	0.0	13.7
	6月	2.7	2.5	3.2	2.0	1.7	3.6	7.7	2.9	-0.1	6.0
	7月	2.5	2.5	3.0	1.6	1.4	2.3	4.0	1.9	-0.2	11.2
	8月	2.6	2.4	3.1	1.6	1.5	2.7	8.2	1.7	-0.7	12.3
	9月	1.7	1.7	2.0	1.5	1.2	1.9	0.7	2.1	-0.5	6.6
	10月	1.7	1.7	2.1	1.8	1.5	2.4	2.0	2.5	0.4	1.4
	11月	2.4	2.1	2.8	1.9	1.3	4.2	8.5	3.4	-0.4	4.6
	12月	3.0	2.5	3.5	1.8	1.2	5.1	14.5	3.2	-0.4	9.7
	令和7年1月	3.8	2.9	4.3	2.1	1.2	7.0	20.8	4.3	-0.1	10.2
	2月	3.5	2.7	4.0	2.3	1.1	7.5	20.8	4.9	-0.1	5.7
	3月	3.7	3.2	4.3	2.8	1.6	7.3	15.5	5.8	0.3	5.6
	4月	3.4	3.3	3.9	2.6	1.2	6.3	5.8	6.5	0.9	8.5
	5月	3.5	3.5	3.9	3.0	1.2	7.0	2.7	7.9	1.0	7.6

指数時系列表

(調査産業計、事業所規模5人以上)

富山県
(令和2年=100)

年 次	現金給与総額				きまって支給する給与						所定内給与	
	名 目	前年同月比(%)	実 質(※)	前年同月比(%)	名 目	前年同月比(%)	実 質(※)	前年同月比(%)				
令和4年平均	102.0	2.7	99.6	△ 0.2	102.1	1.9	99.7	△ 1.0	100.9	1.3		
令和5年平均	104.0	2.0	97.5	△ 2.1	103.2	1.1	96.7	△ 3.0	102.3	1.4		
令和6年平均	110.5	5.4	100.5	2.3	107.8	3.8	98.0	0.6	106.8	3.6		
令和5年4月	90.5	1.9	85.5	△ 2.2	104.7	1.3	99.0	△ 2.8	103.4	1.3		
5月	88.0	3.4	83.2	△ 0.5	103.2	2.3	97.5	△ 1.6	102.3	2.4		
6月	129.6	2.0	121.8	△ 2.2	103.7	1.0	97.5	△ 3.2	102.7	1.1		
7月	136.0	6.6	126.7	1.8	103.3	0.8	96.3	△ 3.7	102.5	1.2		
8月	92.0	0.7	85.6	△ 3.6	103.2	0.3	96.0	△ 4.0	102.6	0.9		
9月	87.1	1.3	80.8	△ 3.0	103.2	0.7	95.7	△ 3.6	102.5	1.1		
10月	87.5	1.4	80.5	△ 3.2	104.0	1.0	95.7	△ 3.6	103.1	1.5		
11月	89.2	1.0	82.1	△ 3.1	103.7	1.3	95.5	△ 2.8	102.7	1.8		
12月	187.4	1.5	172.7	△ 2.3	104.0	1.9	95.9	△ 1.8	103.1	2.3		
令和6年1月	90.0	3.7	82.9	0.2	104.8	3.0	96.5	△ 0.5	103.6	2.6		
2月	89.5	3.6	82.5	△ 0.7	106.5	3.8	98.2	△ 0.4	105.4	3.6		
3月	93.6	4.9	86.3	1.4	106.6	3.5	98.2	△ 0.1	105.5	3.1		
4月	91.3	0.4	83.5	△ 2.8	108.2	2.8	99.0	△ 0.5	107.2	3.2		
5月	92.8	5.0	84.6	1.2	107.1	3.2	97.6	△ 0.5	106.6	3.6		
6月	143.6	7.3	130.8	4.0	108.9	4.5	99.2	1.3	108.3	4.8		
7月	145.8	7.6	131.9	4.4	108.8	4.6	98.5	1.5	108.0	4.5		
8月	96.4	4.7	87.0	1.5	107.9	3.8	97.4	0.7	107.2	3.7		
9月	91.8	4.4	83.5	2.5	108.4	4.2	98.5	2.1	107.6	4.1		
10月	91.2	3.5	82.2	1.5	108.3	3.4	97.7	1.5	106.8	2.9		
11月	94.6	5.0	84.8	2.2	108.8	4.1	97.5	1.4	107.3	3.5		
12月	205.9	9.1	183.3	5.4	108.8	3.8	96.9	0.3	107.6	3.5		
令和7年1月	91.1	1.2	80.4	△ 3.0	107.0	2.1	94.4	△ 2.2	106.0	2.3		
2月	91.2	1.9	80.8	△ 2.1	107.5	0.9	95.2	△ 3.1	106.2	0.8		
3月	96.0	2.6	84.8	△ 1.7	107.9	1.2	95.3	△ 3.0	106.3	0.8		
4月	94.1	3.1	82.8	△ 0.8	111.2	2.8	97.9	△ 1.1	110.0	2.6		

※ 現金給与総額及びきまって支給する給与の実質指数は、それぞれの名目指数を富山市における消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除したものに100を乗じて求められた数値を小数点以下第2位で四捨五入したものである。

年 次	総実労働時間						常用雇用指数				入 職 率 (%)	離 職 率 (%)	差
			(所定内労働時間)		(所定外労働時間)				パートタイム				
					比率(%)	前年同月差							
		前年同月比(%)		前年同月比(%)		前年同月比(%)		前年同月比(%)					
令和4年平均	99.4	△ 0.5	99.0	△ 0.7	104.5	1.7	99.4	△ 0.6	27.9	0.5	1.81	1.65	0.16
令和5年平均	100.7	1.3	100.2	1.2	107.8	3.2	101.5	2.1	27.3	△ 0.6	1.62	1.53	0.09
令和6年平均	101.8	0.4	101.0	0.1	114.8	6.0	103.1	1.6	26.1	△ 0.5	1.66	1.58	0.08
令和5年4月	105.1	0.7	104.5	0.4	114.8	4.5	101.3	1.4	26.5	△ 1.5	4.08	3.01	1.07
5月	97.7	2.3	97.2	2.1	106.2	4.9	101.4	1.8	27.0	△ 0.9	1.45	1.34	0.11
6月	105.7	1.8	105.4	1.6	109.9	4.8	101.4	1.4	27.1	△ 0.8	1.57	1.59	△ 0.02
7月	102.6	0.4	102.3	0.3	106.2	1.2	102.0	3.3	27.3	△ 0.5	1.69	1.24	0.45
8月	96.8	△ 0.2	96.5	△ 0.3	101.2	1.2	102.0	2.7	27.6	0.4	1.57	1.60	△ 0.03
9月	101.4	1.4	101.1	1.3	106.2	2.4	101.8	2.3	27.4	△ 0.7	1.15	1.36	△ 0.21
10月	102.5	2.1	102.0	2.2	111.1	1.1	102.2	2.0	27.6	△ 0.9	1.86	1.44	0.42
11月	102.7	1.9	102.2	2.0	111.1	1.1	102.4	2.2	27.8	△ 0.8	1.37	1.20	0.17
12月	101.9	2.1	101.1	1.8	113.6	5.8	102.5	2.2	27.5	△ 1.3	1.29	1.17	0.12
令和6年1月	94.2	1.2	93.1	0.3	112.3	15.2	102.3	2.1	27.0	0.1	0.98	1.35	△ 0.37
2月	100.9	1.8	100.0	1.4	116.0	9.2	102.0	1.2	27.3	0.6	1.11	1.38	△ 0.27
3月	100.7	△ 0.6	99.7	△ 1.0	117.3	5.6	101.3	1.1	26.7	0.5	1.19	1.94	△ 0.75
4月	105.7	0.1	105.1	0.2	116.0	1.0	103.0	1.7	26.4	0.5	4.69	3.03	1.66
5月	99.7	1.6	99.2	1.5	108.6	2.3	103.1	1.7	26.4	0.0	1.65	1.57	0.08
6月	104.8	△ 1.5	104.4	△ 1.6	111.1	0.0	103.0	1.6	26.1	△ 0.4	1.23	1.32	△ 0.09
7月	105.2	1.9	104.7	1.7	113.6	5.8	103.5	1.5	25.5	△ 1.0	1.74	1.32	0.42
8月	97.2	△ 0.2	96.7	△ 0.5	106.2	4.9	103.8	1.8	25.1	△ 1.6	1.54	1.32	0.22
9月	101.6	△ 1.0	100.7	△ 1.6	116.0	8.0	103.4	1.6	25.4	△ 1.2	1.23	1.60	△ 0.37
10月	103.6	0.3	102.5	△ 0.4	121.0	8.9	103.6	1.4	25.5	△ 1.3	1.69	1.44	0.25
11月	105.5	1.8	104.5	1.5	122.2	8.8	103.8	1.4	26.1	△ 0.8	1.33	1.13	0.20
12月	102.8	0.2	101.9	0.0	117.3	3.3	103.9	1.4	26.0	△ 0.7	1.55	1.50	0.05
令和7年1月	94.1	△ 0.1	93.2	0.1	108.6	△ 3.3	103.5	1.2	25.9	△ 1.1	0.99	1.16	△ 0.17
2月	99.4	△ 1.5	98.6	△ 1.4	113.6	△ 2.1	103.6	1.6	25.8	△ 1.5	1.27	1.20	0.07
3月	97.6	△ 3.1	96.2	△ 3.5	121.0	3.2	103.3	2.0	26.0	△ 0.7	1.56	1.80	△ 0.24
4月	104.8	△ 0.9	103.6	△ 1.4	123.5	6.5	104.6	1.6	25.3	△ 1.1	4.59	3.38	1.21

回 答 集 計

1. 賃上げ（月例賃金）

①平均賃金方式（集計組合員数による加重平均）								
平均賃金方式		2025回答（2025年7月3日公表）			昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）		
		集計組合数	定昇相当込み賃上げ計			集計組合数	定昇相当込み賃上げ計	
		集計組合員数	額	率		集計組合員数	額	率
		5,162 組合	16,356 円	5.25 %	1,075 円 0.15 ポイント	5,284 組合	15,281 円	5.10 %
		2,962,661 人				2,933,902 人		
300人未満 計		3,677 組合	12,361 円	4.65 %	1,003 円 0.20 ポイント	3,816 組合	11,358 円	4.45 %
		348,833 人				359,093 人		
～99人		2,246 組合	10,922 円	4.36 %	1,296 円 0.38 ポイント	2,333 組合	9,626 円	3.98 %
		95,790 人				97,385 人		
100～299人		1,431 組合	12,909 円	4.76 %	905 円 0.14 ポイント	1,483 組合	12,004 円	4.62 %
		253,043 人				261,708 人		
300人以上 計		1,485 組合	16,920 円	5.33 %	1,046 円 0.14 ポイント	1,468 組合	15,874 円	5.19 %
		2,613,828 人				2,574,809 人		
300～999人		984 組合	14,835 円	5.08 %	803 円 0.10 ポイント	979 組合	14,032 円	4.98 %
		526,998 人				528,881 人		
1,000人～		501 組合	17,451 円	5.39 %	1,089 円 0.15 ポイント	489 組合	16,362 円	5.24 %
		2,086,830 人				2,045,928 人		

※ 2025年と2024年で集計対象組合が異なるため、「定昇相当込み賃上げ計」の昨年対比は整合しない。

《参考》 賃上げ分が明確に分 かる組合の集計 (加重平均)	2025回答 (2025年7月3日公表)				賃上げ分 昨年対比	2024回答 (2024年7月3日公表)			
	集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分			集計組合数 集計組合員数	定昇相当込み 賃上げ計	賃上げ分	
300人未満 計	3,594 組合 2,700,216 人	16,842 円 5.35 %	11,727 円 3.70 %	1,033 円 0.14 ポイント	3,639 組合 2,622,981 人	15,818 円 5.20 %	10,694 円 3.56 %		
	2,285 組合 258,706 人	13,552 円 4.98 %	9,468 円 3.49 %	1,212 円 0.33 ポイント	2,357 組合 265,547 人	12,484 円 4.75 %	8,256 円 3.16 %		
	～99人	1,181 組合 60,402 人	12,304 円 4.72 %	8,485 円 3.27 %	1,295 円 0.41 ポイント	1,209 組合 60,202 人	11,125 円 4.39 %	7,190 円 2.86 %	
	100～299人	1,104 組合 198,304 人	13,924 円 5.06 %	9,768 円 3.56 %	1,200 円 0.32 ポイント	1,148 組合 205,345 人	12,871 円 4.85 %	8,568 円 3.24 %	
300人以上 計	1,309 組合 2,441,510 人	17,203 円 5.38 %	11,967 円 3.72 %	998 円 0.12 ポイント	1,282 組合 2,357,434 人	16,218 円 5.25 %	10,969 円 3.60 %		
	848 組合 459,333 人	15,428 円 5.25 %	10,879 円 3.71 %	948 円 0.18 ポイント	841 組合 459,089 人	14,588 円 5.14 %	9,931 円 3.53 %		
	300～999人	461 組合 1,982,177 人	17,611 円 5.41 %	12,219 円 3.73 %	999 円 0.11 ポイント	441 組合 1,898,345 人	16,619 円 5.27 %	11,220 円 3.62 %	
	1,000人～								

②個別賃金方式		（組合数による単純平均）			2024回答（2024年7月3日公表）			
個別賃金方式	2025回答（2025年7月3日公表）		引上げ額／率 昨年対比	2024回答（2024年7月3日公表）				
	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率		改定前水準 到達水準	集計組合数 集計組合員数	引上げ額 引上げ率	改定前水準 到達水準	
A方式35歳	232 組合	10,904 円	276,845 円	2,226 円	200 組合	8,678 円	271,151 円	
	100,838 人	3.94 %	287,703 円	0.74 ポイント	100,055 人	3.20 %	279,784 円	
A方式30歳	239 組合	10,479 円	256,702 円	2,021 円	213 組合	8,458 円	249,346 円	
	114,975 人	4.08 %	267,181 円	0.69 ポイント	113,155 人	3.39 %	257,804 円	
B方式35歳	184 組合	16,557 円	274,694 円	2,581 円	165 組合	13,976 円	271,279 円	
	97,473 人	6.03 %	291,251 円	0.88 ポイント	98,601 人	5.15 %	285,260 円	
B方式30歳	147 組合	17,590 円	243,276 円	2,408 円	136 組合	15,182 円	237,833 円	
	44,445 人	7.23 %	260,866 円	0.85 ポイント	55,546 人	6.38 %	253,015 円	
C方式35歳	129 組合		309,941 円		101 組合		295,134 円	
	286,125 人		326,332 円		143,739 人		312,751 円	

【注】 A方式：特定した労働者（たとえば勤続17年・年齢35歳生産技術職、勤続12年・年齢30歳事務技術職）の前年度の水準に対して、新年度該当する労働者の賃金をいくらか引き上げるかを交渉する方式。この部分を連合は「純ペア」と定義した。

B方式：特定する労働者（たとえば新年度勤続17年・年齢35歳生産技術職）の前年度の賃金に対し、新年度（勤続と年齢がそれぞれ1年増加）いくらか引き上げるかを交渉する方式。

C方式：個別銘柄で、引き上げ後の水準をいくかに要求する方式。



2025年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況[了承・妥結含](加重平均)

2025年6月20日

[第1回集計]

(一社)日本経済団体連合会

業 種		2025年			2024年		
		社 数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率	社 数	回答額 (了承・妥結含)	アップ率
製 造 業	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	12 社	16,712 円	5.79 %	13 社	14,082 円	5.06 %
	機 械 金 属	50	12,549	4.64	49	10,877	4.09
	電 気 機 器	5	17,377	5.98	7	13,636	5.06
	輸 送 用 機 器	7	8,995	3.32	7	10,874	4.09
	化 学	10	15,637	5.68	13	11,113	4.20
	紙 ・ パ ル プ	8	14,025	5.18	7	10,844	4.05
	窯 業	6	6,872	2.60	5	7,406	2.86
	織 維	12	6,686	2.97	8	7,707	3.28
	印 刷 ・ 出 版	6	9,993	3.24	6	7,719	2.48
	食 品	12	10,753	4.03	10	15,053	6.02
	そ の 他 製 造 業	22	9,089	3.35	23	8,533	3.20
製 造 業 平 均		150	12,312 (10,829)	4.51 (4.06)	148	11,042 (10,148)	4.12 (3.88)
非 製 造 業	商 業	26	12,073	4.47	23	10,188	4.01
	金 融	6	9,842	3.56	2	3,703	1.36
	運 輸 ・ 通 信	25	8,569	3.41	21	8,102	3.13
	土 木 ・ 建 設	14	16,953	5.56	10	11,527	4.22
	ガ ス ・ 電 気	8	9,106	3.19	7	8,694	2.86
	そ の 他 非 製 造 業	22	10,911	4.01	15	10,450	3.96
非 製 造 業 平 均		101	11,119 (10,851)	4.12 (4.09)	78	9,286 (9,021)	3.53 (3.47)
総 平 均		251	11,826 (10,838)	4.35 (4.07)	226	10,420 (9,759)	3.92 (3.74)

- 1) 本調査は、地方別経済団体の協力により、原則従業員数500人未満の17業種754社を対象に実施
- 2) 17業種264社(35.0%)の回答を把握しているが、うち13社は平均金額不明等のため、集計より除外
- 3) 上記回答・妥結額は、定期昇給(賃金体系維持分)等を含む
- 4) 製造業平均、非製造業平均、総平均欄の()内の数値は、単純平均
- 5) 2024年の数値は、2024年6月13日付第1回集計結果

富山労働局発表
令和7年6月27日(金)

【照会先】 富山労働局 職業安定部 職業安定課
課長 加藤 弘之
課長補佐 山下 健二
地方労働市場情報官 石井 綾子
電話 076(432)2782

富山労働市場ニュース(令和7年5月)

○ 有効求人倍率(季節調整値)の状況

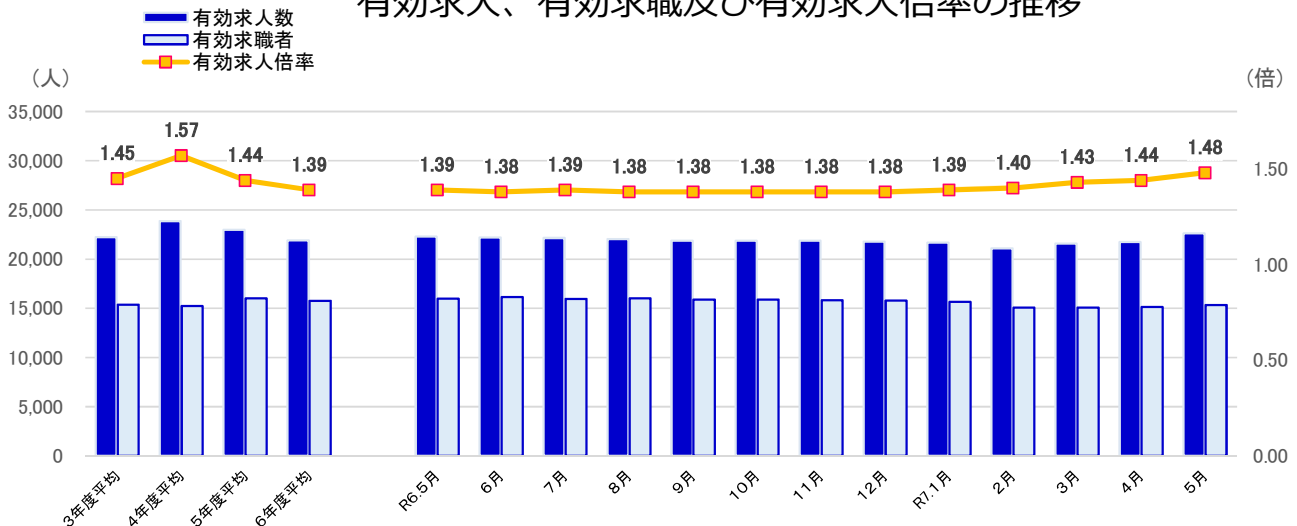
- ・有効求人倍率(季節調整値) 1.48倍 前月より0.04ポイント上昇 (5か月連続上昇)
- ・有効求人数(季節調整値) 22,619人 前月より4.1%増加 (3か月連続増加)
- ・有効求職者数(季節調整値) 15,333人 前月より1.5%増加 (2か月連続増加)

○ 新規求人倍率(季節調整値)の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) 2.46倍 前月より0.17ポイント上昇 (2か月連続上昇)

雇用情勢は、求人が求職を上回って推移しており、持ち直しの動きがみられるが、物価上昇等が雇用に与える影響に引き続き注意する必要がある。
(令和6年5月分以来、13か月ぶりで判断を上方修正。)

有効求人、有効求職及び有効求人倍率の推移



有効求人数、有効求職者数、求人倍率の推移

	3年度平均	4年度平均	5年度平均	6年度平均	R6.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月	5月	対前月比
有効求人数	22,219	23,870	22,975	21,902	22,279	22,214	22,135	22,028	21,861	21,880	21,866	21,787	21,687	21,093	21,577	21,722	22,619	4.1
有効求職者数	15,371	15,240	15,995	15,750	15,990	16,135	15,954	15,997	15,891	15,888	15,826	15,777	15,639	15,067	15,058	15,110	15,333	1.5
有効求人倍率	1.45	1.57	1.44	1.39	1.39	1.38	1.39	1.38	1.38	1.38	1.38	1.38	1.39	1.40	1.43	1.44	1.48	0.04
新規求人倍率	2.27	2.44	2.32	2.30	2.22	2.26	2.45	2.23	2.20	2.35	2.24	2.22	2.34	2.60	2.25	2.29	2.46	0.17

- (注) 1. パートタイム関係取扱数を含み、新規学卒者を除く。
2. 年度平均は原数値で、月別の数値は季節調整値である。
3. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改定されている。
4. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
5. 過去の求人数、求職者数等の訂正情報については、厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1-seigo.html>)及び政府統計の総合窓口e-Statホームページ(<https://www.e-stat.go.jp/>)をご覧ください。

北陸経済調査

〔管内経済の概況〕

北陸財務局管内(石川県、富山県、福井県)の
最近の経済動向をみると、緩やかに持ち直している。

※前回5月判断を据置き(令和6年11月以降、8か月連続の据置き)

(総括判断のポイント)

個人消費は、百貨店・スーパー販売が緩やかに回復しつつあるほか、ドラッグストア販売が拡大していることなどから、全体では「緩やかに回復しつつある」。生産は、化学が緩やかに回復しているものの、電子部品・デバイスや生産用機械が弱い動きとなっていることなどから、全体では「弱含んでいる」。雇用情勢は、「緩やかに持ち直している」。

【先行き】

○ 雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな持ち直しを支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。加えて、物価上昇の継続による影響なども、景気を下押しするリスクとなっている。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要がある。

【総括判断】

項目	令和7年5月	令和7年6月	前回との比較
総括判断	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→

【主要項目の判断】

項目	令和7年5月	令和7年6月	前回との比較
個人消費	緩やかに回復しつつある。	緩やかに回復しつつある。	→
住宅建設	持ち直しつつある。	持ち直しつつある。	→
生産	弱含んでいる。	弱含んでいる。	→
雇用情勢	緩やかに持ち直している。	緩やかに持ち直している。	→

令和7年6月
財務省 北陸財務局

お問合せ先
財務省 北陸財務局 経済調査課
TEL (076) 292-7858